

平成28年第6回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成28年12月1日～12月22日】

●市長提出議案（補正予算関係）

今回の補正は、一般会計及び特別会計並びに企業会計を合わせて2億6487万7000円を追加し、補正後の全会計の予算総額を825億5856万8000円にしようとするものである。

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
160	平成28年度伊賀市一般会計補正予算（第3号）	<p>既定の予算額に、歳入歳出それぞれ4億7211万9000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ465億4354万3000円とするものである。歳出補正の主な内容は、職員人件費では、平成27、28年度の人事院勧告及び、職員異動等により4135万円を増額している。物件費では、全体で4600万円を増額しているが、主なものとして、情報システムの強靱化対策において更に安全性を高めるため、メール無害化装置を導入するための電算機器購入費1444万5000円を増額している。また、篤志家から上野図書館の図書購入についての寄附があったため、図書購入費で6万7000円、上野商工会議所女性部会からの寄附による玩具等の備品購入費5万円、上野東ロータリークラブからの寄附による絵本購入のための消耗品費3万円を増額している。維持補修費では、全体で1312万5000円を増額しているが、しろなみ湯の天井を改修するための、共同浴場施設改修工事費356万4000円などを増額している。扶助費では、全体で2181万9000円を増額しているが、平成27年度から開始している中学生の医療費の無料化による医療費の増額により子ども医療扶助費1943万2000円を増額したことなどによるものである。補助費等では、全体で3305万9000円を増額しているが、国の企業会計繰出基準の変更による水道事業会計繰出金1929万1000円、児童福祉費の過年度国庫支出金精算返還金617万1000円の増額などが主なものである。投資的経費では、全体4842万8000円を増額を行っていますが、その主なものとして、給食センターの用地取得年度の変更により3010万円を減額する一方、新庁舎建設に係る敷地造成工事の工期短縮及び工法の変更による庁舎敷地造成工事費1327万4000円などを増額している。その他、国県補助金の追加認証等による所要額の補正を行っている。また、伊賀市に影響をもたらした平成28年6月25日豪雨、8月30日の台風10号、9月20日の台風16号による補助対象外工事等の（単独）農林施設災害復旧費2775万円、（単独）公共土木施設災害復旧費3365万4000円を計上している。積立金では、伊賀線経営安定化等基金の新規創設による積立金3億円を計上してい</p>	原案 可決

		<p>る。繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金 1839 万 9000 円などを増額する一方、農業集落排水事業特別会計繰出金では 178 万 4000 円を減額し、全体では 1763 万 8000 円の増額としている。</p> <p>歳入では、特定財源として国県支出金、寄附金などを増額する一方、市債を減額したほか、一般財源として特別土地保有税の増額や財政調整基金からの繰入を増額している。</p>	
161	平成 28 年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	<p>会計全体で 5063 万円を増額しているが、事業勘定で職員人件費 26 万 8000 円などを増額したほか、国庫補助を財源とした国民健康保険システム改修委託料 25 万 6000 円や、高額医療費拠出金 5010 万 6000 円をそれぞれ増額している。また、直営診療施設勘定では、職員人件費 2 万 5000 円の増額を行うとともに、医薬品衛生材料費を 2 万 5000 円の減額を行う財源更正をしている。</p>	原案 可決
162	平成 28 年度伊賀市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>平成 28 年 4 月 1 日から複数年にわたり業務を行うため、警備業務について、債務負担行為を設定している。</p>	原案 可決
163	平成 28 年度伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	<p>全体で 5562 万 3000 円を減額しているが、職員人件費で 2216 万 6000 円、特定入所者介護サービス給付費 8432 万 9000 円、施設介護サービス給付費 4316 万 1000 円の増額など各種給付費の増減を行うとともに、在宅患者の薬の管理を行うための仕組みづくりのための、保健・医療・福祉分野の連携体制構築事業 164 万 6000 円、介護従事者の介護業務負担軽減に資する介護ロボットを導入するため、地域介護・福祉空間整備等補助金 92 万 7000 円などの増額を行っている。</p>	原案 可決
164	平成 28 年度伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>山田南地区の施設整備について事業費の組み替え補正を行うとともに、西高倉地区の排水処理施設の国庫補助不採択による省エネ機器導入事業を減額している。また、剰余金について施設整備基金への積立金の増額を行っている。</p>	原案 可決
165	平成 28 年度伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>柘植浄化センターの長寿命化事業設計業務委託料 366 万 4000 円、遠心脱水機分解点検業務委託料 275 万 4000 円などの長寿命化対策事業の所要額の補正を行うとともに、剰余金について施設整備基金への積立金の増額を行っている。</p>	原案 可決
166	平成 28 年度伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>保守点検業務委託について債務負担行為を設定している。</p>	原案 可決
167	平成 28 年度伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	<p>職員人件費 5 万 1000 円の増額となっている。</p>	原案 可決

168	平成 28 年度伊賀市病院事業会計補正予算（第 2 号）	収益的支出で職員給与費 6034 万 6000 円を減額している。	原案 可決
169	平成 28 年度伊賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）	職員人件費や国庫補助事業等の補助認証に伴う所要の補正を行うことにより、収益的支出で 1386 万 2000 円の減額、資本的支出で 1 億 5699 万 1000 円の減額、全体では、1 億 7085 万 3000 円の減額としている。	原案 可決

●市長提出議案（決算・補正予算関係議案を除く。）

議案 番号	件 名	提案理由及び内容	議決 結果
170	伊賀線経営安定化等基金条例の制定について	<p>【制定理由】伊賀鉄道伊賀線は、平成 29 年 4 月 1 日をもって伊賀市が第三種鉄道事業者となり鉄道施設の保守管理及び整備を行うため、市民、企業及び行政が一体となって、伊賀線の存続を図ることを目的とし、同線の運営会社の経営安定化並びに線路、車両、駅その他の施設の保守管理、施設整備及び同線の活性化促進に要する資金に充てるための「伊賀線経営安定化等基金」を設置するため制定する。</p> <p>【条例の内容】基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案 可決
171	伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	<p>【制定理由】農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の公選制が廃止され、農業委員は市長が議会の同意を得て任命することとされた。また、農業委員とは別に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う「農地利用最適化推進委員」を設置することとされ、農業委員及び推進委員の定数を定めるため制定する。また、本条例の制定に伴い、整備が必要な関係条例を附則において廃止及び改正する。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の委員の定数：24 人 ・農地利用最適化推進委員の定数：56 人 <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市農業委員会条例 ・伊賀市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例 ・伊賀市農業委員会協力委員条例 	原案 可決

		<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例 《改正する条例》 ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 ・伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例 <p>【施行期日】平成29年7月20日</p>	
172	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】平成28年度の人事院勧告で、民間との較差を是正するため、給料表の増額及び勤勉手当の増額を平成28年4月1日に遡って適用する勧告がなされたほか、扶養手当について改定が行われたため改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給料表（行政職給料表及び医療職給料表）を平均0.17%増額 ②勤勉手当を0.10月分増額 ③扶養手当の子に対する手当を増額し、配偶者の手当を引下げる。 <p>【施行期日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②公布の日（平成28年4月1日から適用） ③平成29年4月1日 	原案可決
173	芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部改正について	<p>【改正理由】これまで、来年度以降の施設の管理運営等について、現在の指定管理者である公益財団法人芭蕉翁顕彰会と協議をしてきたが、課題等の解決、手続等について、あと暫く時間を要することとなったことから、来年度の施設の管理運営を指定管理者制度とするため改正する。</p> <p>【改正内容】附則において、平成29年4月1日からの指定管理者の指定期間を1年間とする。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	原案可決
174	伊賀市市税条例の一部改正について	<p>【改正理由】外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する特例規定を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	原案可決

175	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】新居放課後児童クラブは、新居小学校の空き教室を利用して実施しているが、校舎の新築工事に伴い小学校近くの民家へ移転し、成和東放課後児童クラブは、現在、成和東小学校地内に建設中のため、暫定的に地区の公民館を借用し実施しているが、施設工事の完了に伴い移転する。また、これまで、小学校の長期休業期間中における早朝利用料金を定めていなかったことから、当該料金を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】新居放課後児童クラブ及び成和東放課後児童クラブの位置を改め、小学校の長期休業期間中の利用料金を1日200円とする。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	原案可決
176	伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について	<p>【改正理由】外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める特例規定を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	原案可決
177	伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】現在、教育長の給与は、「伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例」の制定趣旨に倣って減額しているが、この条例の失効に伴い均衡を保つため改正する。</p> <p>【改正内容】附則第2項及び第3項に規定する給与の特例規定を削除する。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	原案可決
178	伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】総務省では平成27年度から平成31年度までの5年間で地方公営企業法非適用事業の公営企業会計への移行を要請しており、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業は、特にその必要性が高いことから重点的な取組みを求めていることにより、平成29年4月より下水道事業は地方公営企業法を適用し、公営企業に移行することとし、業務の効率化、合理化による経営基盤強化等を図るため、水道部と建設部下水道課を組織統合することに伴い改正する。また、組織統合に伴い、整備が必要な関係条例を附則において廃止及び改正する。</p> <p>【改正内容】条例名を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、下水道事業に関する規定を追加するほか、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。</p> <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例 	原案可決

		<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市浄化槽事業財政基金条例 《改正する条例》 ・伊賀市行政組織条例 ・伊賀市職員定数条例 ・伊賀市任期付職員の採用等に関する条例 ・伊賀市特別会計条例 ・伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例 ・伊賀市手数料条例 ・税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 ・伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例 ・伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例 ・伊賀市下水道条例 ・伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例 ・上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例 ・伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 ・伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・伊賀市水道事業給水条例 ・伊賀市水道水源保護条例 ・伊賀市特別職報酬等審議会条例 <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	
179	上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】公共施設最適化計画に基づき、資料館の機能を他の施設に移転し、現施設は民間等に貸付売却の方針であることから条例を廃止する。</p> <p>【施行期日】平成29年3月1日</p>	原案可決
180 181	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】新たに指定管理者制度を導入する4施設及び指定管理期間が満了する5施設について、平成29年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市民体育館、伊賀市民弓道場、伊賀市民多目的広場、伊賀市民体育館管理棟 ・放課後児童クラブふたば 	原案可決

182 183 184		<ul style="list-style-type: none"> ・菜の舎、バイオ燃料センター ・阿山交流促進施設 ・赤井家住宅 	
185	財産の無償譲渡について	<p>【提案理由】財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【譲渡施設】旧花垣小学校校舎ほか附属施設</p>	原案可決
186	損害賠償の額を定めることについて	<p>【提案理由】平成27年3月28日(土)午後3時頃、伊賀市が管理する同市平野西町117番地所在の「くれば水辺公園」内で、女兒が同公園内に設置の句碑説明板と支柱の間に右手薬指を挟み、同指末端部を損傷したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【損害賠償額】203万3425円</p>	原案可決
187	教育委員会委員の任命について	<p>【提案理由】教育委員会委員1人の任期が平成28年12月24日に満了するため、後任の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】《新任》内藤扶基 氏</p> <p>【任 期】平成28年12月25日から4年間</p>	同意
188	公平委員会委員の選任について	<p>【提案理由】公平委員会委員1人の任期が平成28年12月24日に満了するため、後任の公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】《新任》松永彰生 氏</p> <p>【任 期】平成28年12月25日から4年間</p>	同意
189 ～ 194	固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>【提案理由】固定資産評価審査委員会委員5人の任期が平成28年12月8日に、1人の任期が平成28年12月24日に満了するため、後任の固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>《再任》【候補者】中居喜芳 氏、城康展 氏、富岡通郎 氏、内田秀弘 氏 【任 期】平成28年12月9日から3年間</p> <p>《新任》【候補者】柘植明美 氏 【任 期】平成28年12月9日から3年間 【候補者】秋永啓子 氏 【任 期】平成28年12月25日から3年間</p>	同意

195 ～ 201	島ヶ原財産区管理委員の選任について	<p>【提案理由】 島ヶ原財産区管理委員 7 人の任期が平成 28 年 12 月 16 日に満了するため、後任の島ヶ原財産区管理委員の選任について、伊賀市島ヶ原財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】《新任》岩井大行 氏、勝島清三 氏、土山米徳 氏、山秀成 氏、川肇 氏、松永寿久 氏、裏谷健治 氏</p> <p>【任 期】 平成 28 年 12 月 17 日から 4 年間</p>	同意
202 ～ 208	大山田財産区管理委員の選任について	<p>【提案理由】 大山田財産区管理委員 7 人の任期が平成 28 年 12 月 26 日に満了するため、後任の大山田財産区管理委員の選任について、伊賀市大山田財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】《再任》豆本弘文 氏、松本正美 氏、西尾孝典 氏 《新任》中澤敏之 氏、馬岡清史 氏、福持久郎 氏、蛭澤公雄 氏</p> <p>【任 期】 平成 28 年 12 月 27 日から 4 年間</p>	同意
209	上告の提起及び上告受理の申立てについて	<p>【提案理由】 平成 28 年 11 月 24 日、名古屋高等裁判所において判決のあった平成 27 年（行コ）第 74 号固定資産税更正処分取消、国家賠償請求控訴事件について、その判決に不服があるため、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>	原案 可決
210	副市長の選任について	<p>【提案理由】 副市長の選任について、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】 大森秀俊 氏</p> <p>【任 期】 平成 29 年 1 月 1 日から 4 年間</p>	同意

●議員提出議案

発議 番号	件 名	提出者	概 要	議決 結果
16	地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正について	田山宏弥 嶋岡壯吉 生中正嗣 中谷一彦 森 正敏	<p>【提案の理由及び内容】 伊賀市債権管理条例が平成 28 年 12 月 1 日施行となり、当局においては債権回収業務に一層取り組んでもらうところであるが、当該業務の迅速化と効率性を高めるため、一定の価格以下の訴えの提起等に関して市長が専決処分できるものとして当該事項を指定しようとするものである。</p> <p>改正の内容は、新たに指定する事項に訴訟物の価格が裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価格以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収にかかる訴えの提起、和解及び調停に関することを加えるこ</p>	原案 可決

			とと共に既存の指定事項のうち第4項住宅新築資金等貸付金及び福祉資金貸付金の償還にかかる訴えの提起、和解及び調停に関することについては新たに加える事項に含まれることから削除する。なお、この事項は議決の日から効力を生じるものとする。	
17	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書案	中谷一彦 嶋岡壯吉 生中正嗣 田山宏弥 森 正敏	【提案の理由及び内容】政府においては、全ての国民がひとしく住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め要望する。 【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 内閣府特命担当大臣（地方創生）	原案 可決
18	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書	生中正嗣 嶋岡壯吉 中谷一彦 田山宏弥 森 正敏	【提案の理由及び内容】政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るために取り組むことを強く求める。 【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）	原案 可決

●請願

受理 番号	件 名	紹介議員	要 旨	議決 結果
36	伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成事業廃止の再考を求めることについて	嶋岡壯吉 田中 覚 福岡正康 近森正利 百上真奈 森岡昭二	【請願者】伊賀市四十九町2107番地 社会福祉法人伊賀昴会 理事長 山路晴朗 外122名 平成28年3月に伊賀市社会福祉事務所長名で「伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成事業」を平成29年3月末をもって廃止するとの「お願い」の文書が出されましたが、何の説明もなく一方的に廃止することに到底納得できません。 まずは利用状況や利用者の意向調査など科学的な調査根拠をもって判断していただきたく、廃止はいったん延期のうえ、継続に向けて再度ご検討をお願いするものです。	採択